

平成 26 年 8 月 21 日

守谷市議会議長 殿

報告者 関口 有美重 印

## 都市経済常任委員会 視察・研修報告

標記の件について、次のとおり 実施 ・ 参加 したので報告します。

視察・研修日	平成 26 年 7 月 10 日	
視察・研修場所	那須町役場	
視察・研修項目	「景観のまちづくり」について	
参加者	守谷市側	都市経済常任委員 6 名（市川、長谷川、又未、梅木、山田、関口）、議長、都市整備部長・事務局 1 名
	相手側	産業建設観光委員 5 名、議長、建設課職員 4 名、事務局 2 名
視察・研修目的	(1) 良好な景観形成の取組みについて (2) 屋外広告物改善対策に関する取組みについて (3) これまでの効果および今後の課題について	
視察・研修内容	※別紙参照	
視察・研修総括 (今後の取組み等)	守谷市は、2005 年に「景観行政団体」となり、「守谷市景観計画法の施行等に関する条例」制定し、2007 年には「守谷市景観計画」を策定、2013 年には「屋外広告物条例」制定した。基準に適合していない屋外広告物や、市長の許可を得ていない広告物の改善をどう対応していくのか。市内に数ある屋外広告物のチェック体制はどんな仕組みにするのか。改善しない場合、違反広告物をどのように除却していくのか。守谷市より 5 年早く条例が施行されている那須町の視察から、今後起こりうる課題が見えてきた。那須町の今後の課題への取組みの中で、参考になる部分を注視していきたい。	

## 視察・研修内容

### (1) 良好な景観形成の取組みについて

那須町は 2005 年に環境法に基づく「景観行政団体」となり、町独自で景観行政に取り組む事が可能になった。これに伴い、2008 年に「景観条例」、「景観計画」、更に「屋外広告物法」に基づく「屋外広告物条例」を施行した。

### (2) 屋外広告物改善対策に関する取組みについて

広告物条例は、広告物が無秩序、無制限に氾濫する町の美しい自然景観が損なわれないよう、看板の表示や設置についてのルールをつくり、必要な規制をすべきとして制定された。屋外広告物は、営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものも含まれ、禁止広告物、禁止地域、看板の種類、色彩等を定めている。

観光客が集中する景観計画重点地区の那須街道沿線は、町の条例の他、国が定める「自然計画法」、県による「とちぎふるさと街道景観条例」も適用される。

那須街道周辺地区では、景観誘導によりコメリは屋上の広告塔がなかったり、建築段階から指導する事で景観に合わせたり、コンビニのセブンイレブンでも、ロゴマークが赤と緑の企業カラーではなく、こげ茶色と白の配色で設置されている。

条例の制定目的である、「良好な景観の形成」「風致の維持」「公衆に対する危害の防止」を実現させる為、屋外広告物の撤去、改修及び移設にかかる費用の一部を助成する補助金『景観のまちづくり屋外広告物改善事業補助金』を、平成24年度～26年度まで実施している。限度額は50～70万で基数により変動する。実績は、

平成 24 年度	14 件	31 基	2,341,000 円
平成 25 年度	8 件	20 基	1,014,000 円
平成 26 年度	2 件	8 基	1,000,000 円 (6/30 現在)

### (3) 今後の課題

色彩の基準が明確でない部分があるので、マンセル値などによる基準の提示を検討する。

届け出を行わずに事業を着工する業者への届け出の徹底とパトロールを強化する。

平成 24 年から 3 年間の『景観のまちづくり屋外広告物改善事業』が最終年度を迎えるので、制度の延長又は、新制度実施等検討する。

違反広告物の撤去及び改善が思うように進まない状況であるので、更なる制度の周知徹底を図り、取り締まりの強化を行う等、条例制定目的を実現させるための方策に取り組んでいく。

ボランティア団体 2 団体が年 2 回くらい那須街道をパトロールしているが少なくなっている。